

地方自治体における情報システム（生活保護）の 標準仕様書改訂に向けた調査研究等一式

第1回内部帳票WT（2023年8月2日） 事務局資料



Build Beyond As One.

第1回内部帳票WT 次第

<日時・場所>

令和5年8月2日（水） 15:00～16:30 オンライン開催（Zoom）

<議題>

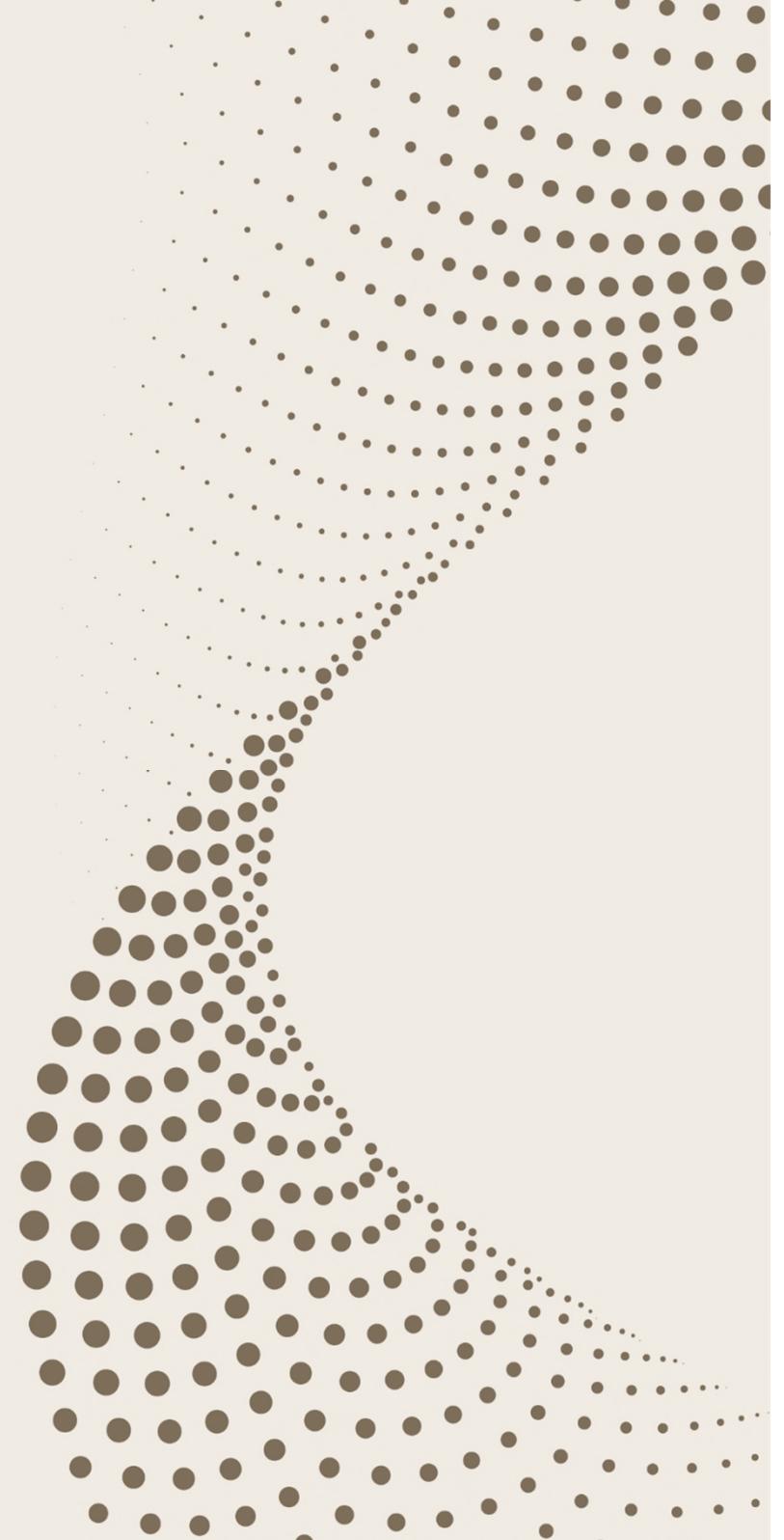
1. 内部帳票WTの目的
2. 内部帳票の標準化方針
3. 今後の内部帳票WTの進め方

<配布資料>

資料1 第1回内部帳票WT 事務局資料（本紙）

資料2 保護決定調書サンプル

1.内部帳票WTの目的



1.内部帳票WTの目的

1.1 内部帳票WTの目的と成果物

- 本ワーキングチーム（以下、WTという）においては、令和4年度末にデジタル庁より示された内部帳票の運用方針に基づき、生活保護業務における内部帳票の標準化方針を定めることを目的としています。自治体及びベンダそれぞれの立場で業務運用や開発方針を確認するため、WTを設置して深く議論を行います。
- 本WTにおける検討結果については、現在公開中の標準仕様書1.1版（機能要件、帳票要件）に追記し、標準仕様書2.0版を作成します。

内部帳票WTの目的と成果物

内部帳票WTの目的

【目的】

- ✓ 内部帳票の標準化方針及び運用方針を定め、自治体運営の効率化に寄与する内部帳票の標準仕様を整備する。

【検討方針】

- ① 業務での活用が見込める機能について、標準仕様として追加する
- ② 整理した機能について、技術的な対応可否を踏まえ標準仕様として追加可否を決定する
- ③ 連携等については、デジタル庁に確認の上、対応可否を決定する

本WTの成果物

- ✓ 一部の内部帳票のレイアウト、決裁に係る運用、EUCで対応可能な帳票範囲を定めた、機能要件・帳票要件（帳票一覧及び帳票レイアウト）を作成し、標準仕様書1.1版に追加を行う



- 機能要件、機能要件別紙、帳票要件が追加された標準仕様書2.0版を作成

1.内部帳票WTの目的

1.2 内部帳票WTの議題

- 本WTにおいては、8月から10月にかけて、計4回のWTを開催し、標準仕様書2.0版への改版対応を議論します（回数は現在の想定）。
- 本日の第1回WTでは、本WTの目的共有と標準化方針のすり合わせを行います。

<p>本日</p> <p>第1回 (8月)</p> <p>自治体</p> <p>ベンダ</p>	<p>1. 内部帳票WTの目的 2. 内部帳票の標準化方針 3. 今後の内部帳票WTの進め方</p> <p>この回における成果物</p> <p>帳票標準化方針（案）</p> <p>帳票要件（叩き台）への意見</p>	<p>第3回 (9月) ※議論が完了した場合は開催見送り</p> <p>自治体</p> <p>ベンダ</p>	<p>1. 第2回WTで頂戴した意見への回答 2. 修正版の叩き台提示</p> <p>この回における成果物</p> <p>帳票要件（叩き台）への意見</p>
<p>第2回 (8月)</p> <p>自治体</p> <p>ベンダ</p>	<p>1. 第1回WTで頂戴した意見への回答 2. 内部帳票の標準化方針の確定 3. 修正版の叩き台提示 4. 電子決裁運用方針の検討</p> <p>この回における成果物</p> <p>帳票標準化方針（確）</p> <p>帳票要件（叩き台）への意見</p>	<p>第4回 (10月)</p> <p>書面開催</p>	<p>1. 帳票要件（案）への意見収集</p> <p>この回における成果物</p> <p>帳票要件（案）への意見</p>

2.内部帳票の標準化方針



2.内部帳票の標準化方針

2.1 議論の前提：デジタル庁原則及び昨年度の議論

- デジタル庁発出の「システム標準化基本方針」において、職員向けの帳票については「真に必要なものに限定して、標準を定めること」という記載があることから、本業務における内部帳票の標準化は、最小限の範囲で進める想定です。
- 昨年度の検討の前提や検討会での意見として、生活保護業務は、自治体間での事務の標準化が行われていないことから、内部帳票の標準を定めることは、自治体の運用や事務処理における、利便性の低下につながると認識しています。一方で、制度上の定めがあり業務が標準化されている一部の内部帳票については、標準化の余地があると認識しています。

議論の前提

テーマ	デジタル庁の標準化基本方針	昨年度の検討における前提	昨年度検討会での意見
詳細	<ul style="list-style-type: none">✓ 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、職員向けの帳票・様式については、紙への出力を前提とするのではなく、EUC機能等を利用して画面で確認する等のデジタル化を原則とし、真に必要なものに限定して、標準を定める、と記載がある <p>※令和4年10月デジタル庁：地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化のために検討すべき点について</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 生活保護業務は、各自治体にて対象の被保護者の状況等に合わせた運用（個別対応等を含む）が行われている✓ 内部帳票の標準を定めることで自治体の運用および事務処理における効率の低下や利便性の低下は避ける必要がある（上記に該当する帳票は、標準を定めず、EUC機能や画面確認を用いる）	<ul style="list-style-type: none">✓ 自治体間における大きな差異がなく、制度上運用や事務処理が決まっている内部帳票もあり、それらの帳票は標準化が可能である✓ 金銭が関係する帳票については、標準化を行うことで、自治体における改ざん防止や誤計算防止の観点から効果がある
本業務における解釈	<p>➤ 全体の帳票を対象とするのではなく、最小限の範囲で標準化を行う</p>	<p>➤ 運用や事務処理が標準化されている業務に係る内部帳票については、標準化の余地がある</p>	

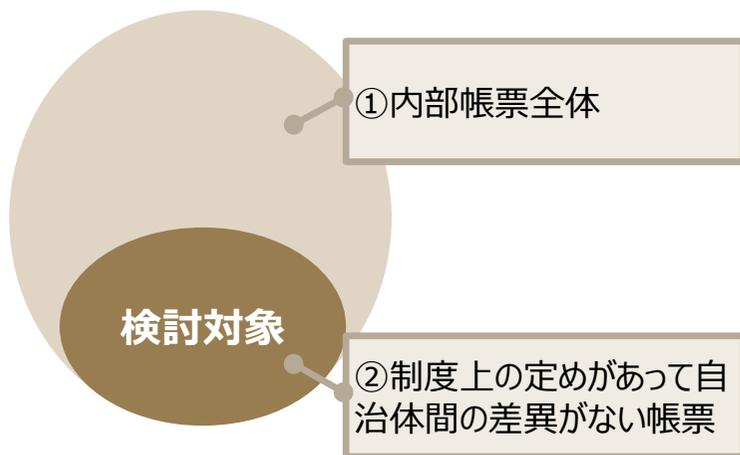
2.内部帳票の標準化方針

2.2 本WTでの検討範囲

- 前ページ的前提を踏まえ、標準を定めるべき内部帳票の範囲は、「制度上の定めがあって、自治体間の差異がない帳票」とし、2.0版として定義します。
- 制度上の定めがあって自治体間の差異がない帳票は、法令通知で処理内容が定められている保護費支給に係る帳票が該当する方針で考えています。

標準化対象の内部帳票

標準を定めるべき内部帳票の範囲



内部帳票の中で、**制度上の定めがあって自治体間の差異がない帳票**を対象とする

※ 自治体間の差異が「ある」帳票は、自治体の内部運用を統一化するため、今後標準化が進んだ後に定義を検討する

本業務における対象帳票の整理

制度上の定めがあって自治体間の差異がない帳票としては、下記の理由から保護費支給に係る帳票（下記8帳票）を検討対象とする

【理由】

- 保護の決定・却下処分は行政処分であり、法令で処理内容が統一されていることから、今年度標準を定めることが可能であるため
- 保護費の計算処理は、法令通知「生活保護法による保護の実施要領について」等に基づいて実施することとなり、自治体間で運用方法に差異がないため

帳票一覧No	帳票名
41	保護申請却下決定調書
44	一時扶助決定調書
50	保護決定調書
60	生活扶助基準額計算根拠調書
65	進学準備給付金決定調書
71	就労自立給付金決定調書
42	要否判定書
55	要否判定調書

2.4 検討方針及び帳票要件のたたき台についての確認観点（自治体）

- 前項で示した検討方針及び帳票要件のたたき台について、下記の観点からご意見を頂戴したく、参加者にて議論を行います。

内部帳票レイアウトおよび帳票詳細要件における確認観点（自治体）

1. 検討方針

- ① 2.1及び2.2で提示した検討方針について、運用の観点から疑問点や問題点があるか？
- ② 2.2で提示した保護費支給に係る帳票のほかに、「制度上の定めがあり、標準化が可能」と思われる帳票があるか？
あると考える場合は、帳票名および制度も合わせて提示が可能か？
(該当する帳票があれば、詳細を事務局で調査・検討して、次回WTにてご提示する予定)

2. 叩き台

- ① 提示した事務局叩き台について、法令通知をもとに作成しているが、現行業務と照らし合わせて業務に支障をきたす過不足があるか？

2.4 検討方針及び帳票要件のたたき台についての確認観点（ベンダ）

- 前項で示した検討方針及び帳票要件のたたき台について、下記の観点からご意見を頂戴したく、参加者にて議論を行います。

内部帳票レイアウトおよび帳票詳細要件における確認観点（ベンダ）

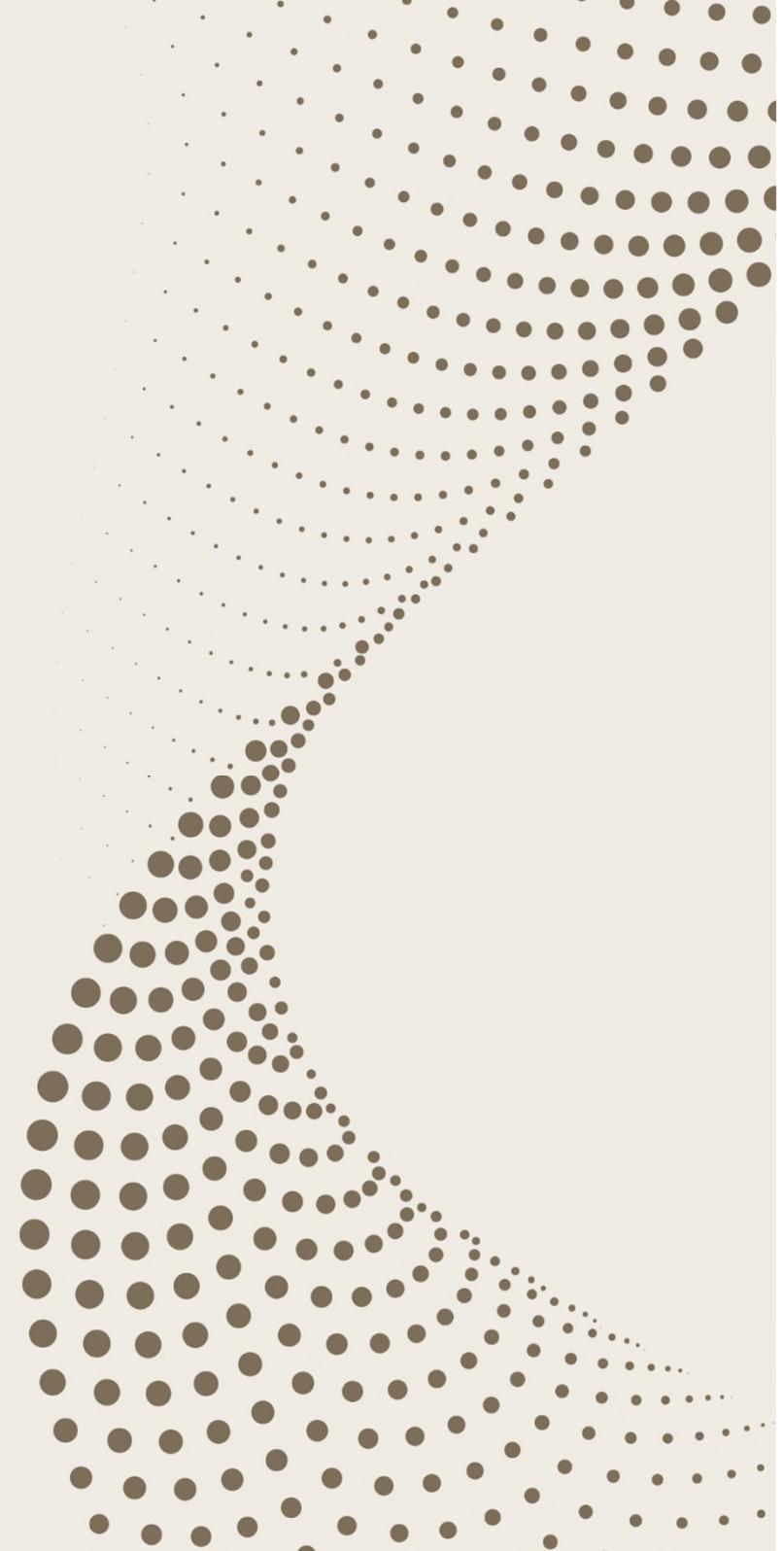
1. 検討方針

- ① 2.1及び2.2で提示した検討方針について、開発の観点から疑問点や問題点があるか？
- ② 保護費支給に係る帳票のほかに、「制度上の定めがあって自治体間の差異がない帳票」に該当するものがあるか？
あると考える場合は、帳票名および制度も合わせて提示が可能か？また、サンプルの提示が可能か？
(該当する帳票があれば、詳細を事務局で調査・検討して、次回WTにてご提示する予定)

2. 叩き台

- ① 提示した事務局叩き台について、法令通知をもとに作成しているが、現行で実装している帳票と照らし合わせて過不足があるか？
- ② 事務局叩き台について、法令通知及びベンダ各社のサンプルを用いて作成する方法で想定しているが、上記の進め方で疑問点や問題点があるか？
- ③ 自治体WTにおいて、ベンダ各社の帳票サンプルを開示することは可能か？

3. 今後の内部帳票WTの進め方

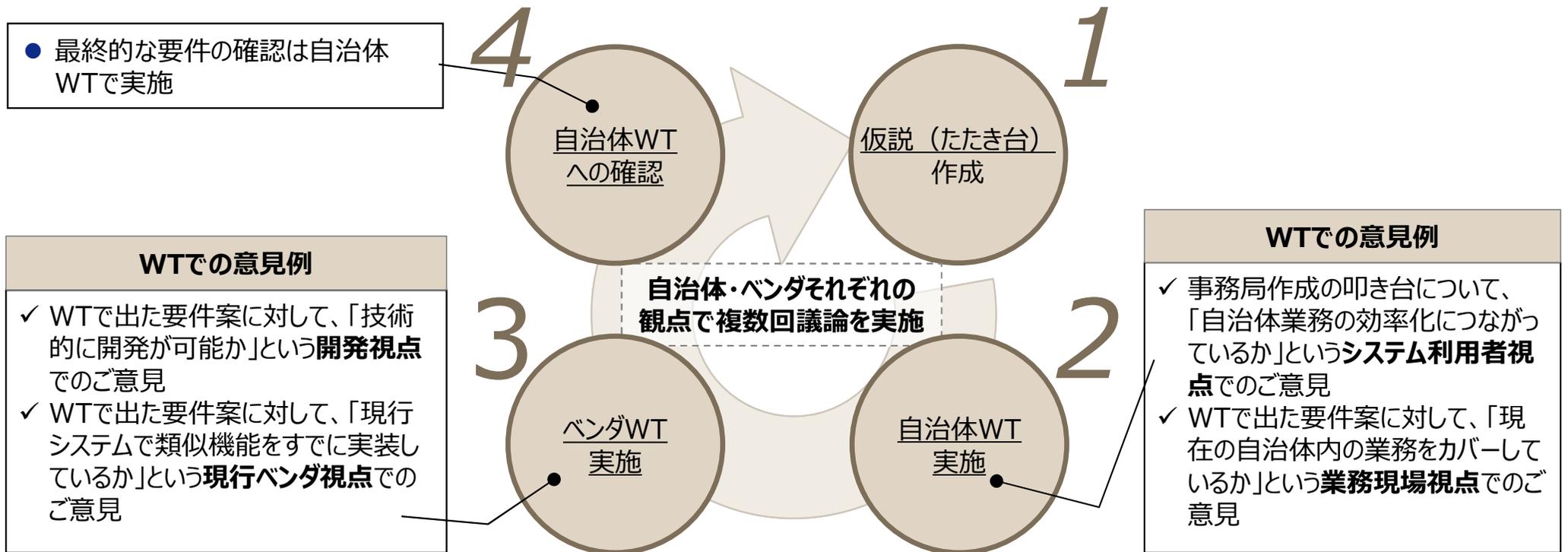


3.今後の内部帳票WTの進め方

3.1 WT（ワーキングチーム）の概観

- WT（ワーキングチーム）の進め方については、事務局の叩き台をもとに、自治体WTでの協議、ベンダWTでの協議の順で検討を行い、そのサイクルを複数回行って議論を深めます。
- WTにおいて、自治体WTでは業務運用の観点から実効性について、ベンダWTではシステム開発の観点から実現性について、それぞれの立場で意見を頂戴したいと考えています。

WT（ワーキングチーム）における自治体とベンダの役割

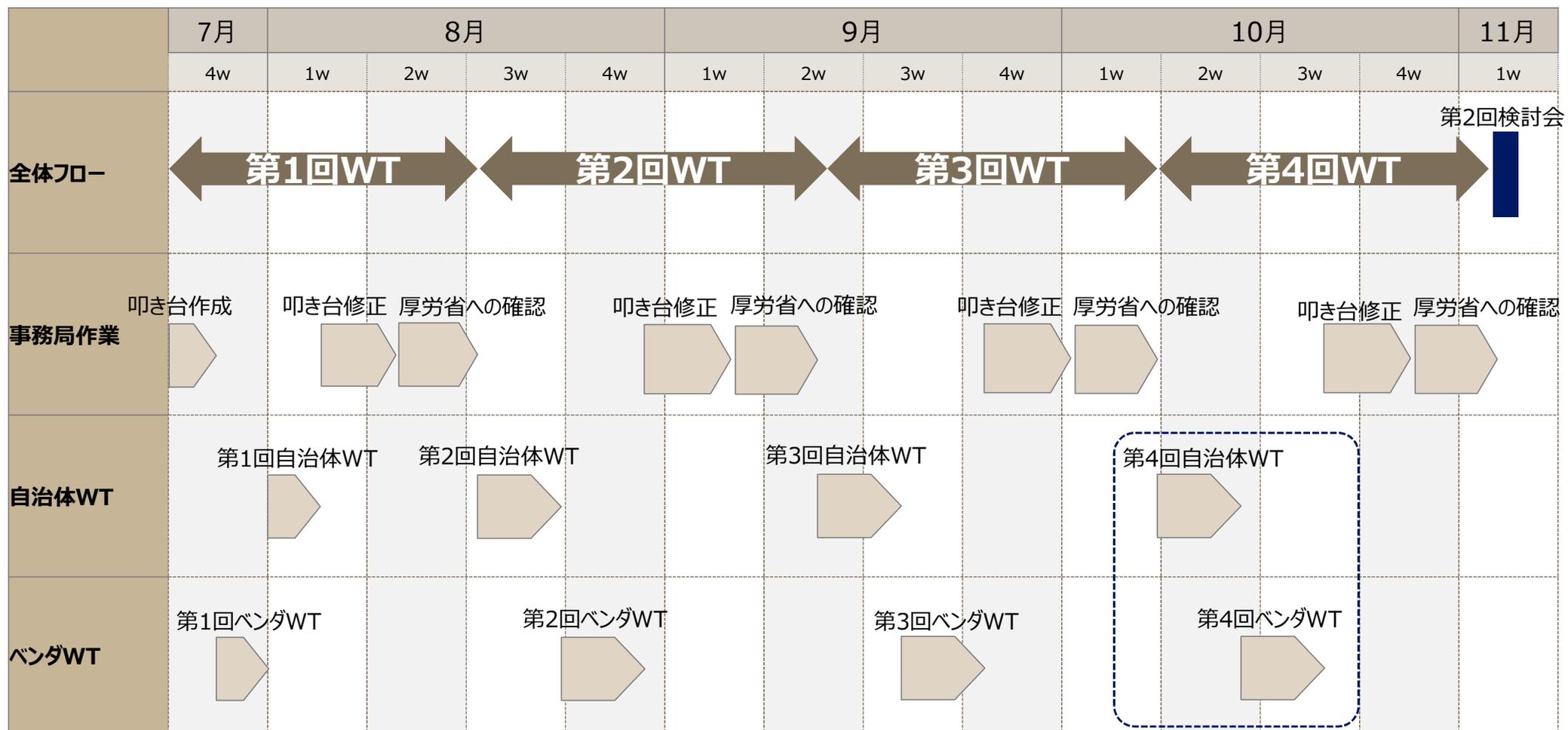


3.今後の内部帳票WTの進め方

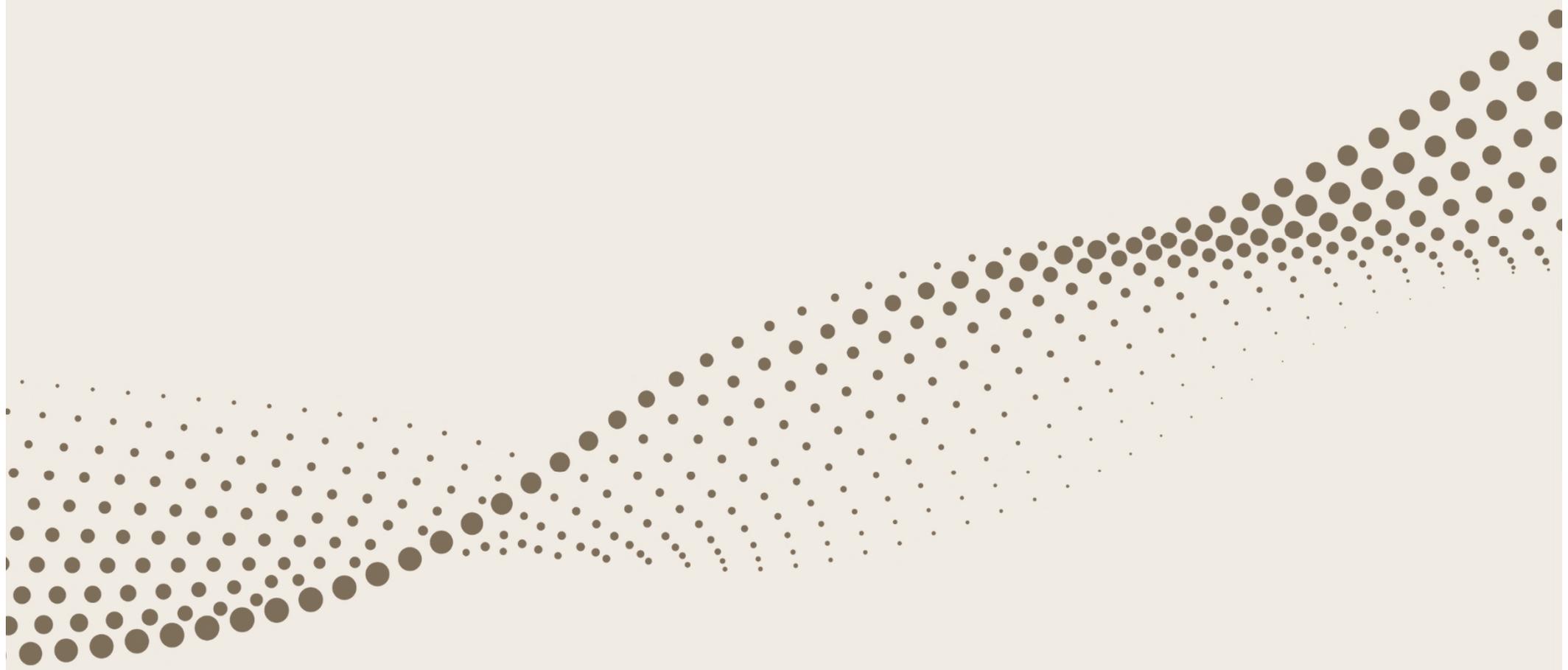
3.2 WT（ワーキングチーム）のスケジュール

- WT参加に参加頂いたベンダおよび自治体からの意見をもとに、帳票要件（帳票レイアウトおよび帳票詳細要件）を修正します。修正した帳票要件を用いて、第2回内部帳票WTで修正内容の妥当性について確認を行います。
- また、第2回内部帳票WTでは、電子決裁の運用について、事務局の想定する運用イメージを示し、参加自治体及びベンダの皆様からご意見を伺います。

内部帳票WTに係る事項の実施スケジュール



※書面開催予定



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。©2023 ABeam Consulting Ltd.



Build Beyond As One.®